

令和4年度 第2回 青森県道路メンテナンス会議

日時：令和5年2月16日（木）

13:30～15:00

場所：青森河川国道事務所ほか

[Web会議]

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 道路メンテナンスに関する最近の話題 【資料1】
4. 議 事
 - (1) 令和4年度の活動報告 【資料2】
 - (2) 1巡目点検施設の修繕等措置の実施状況 【資料3】

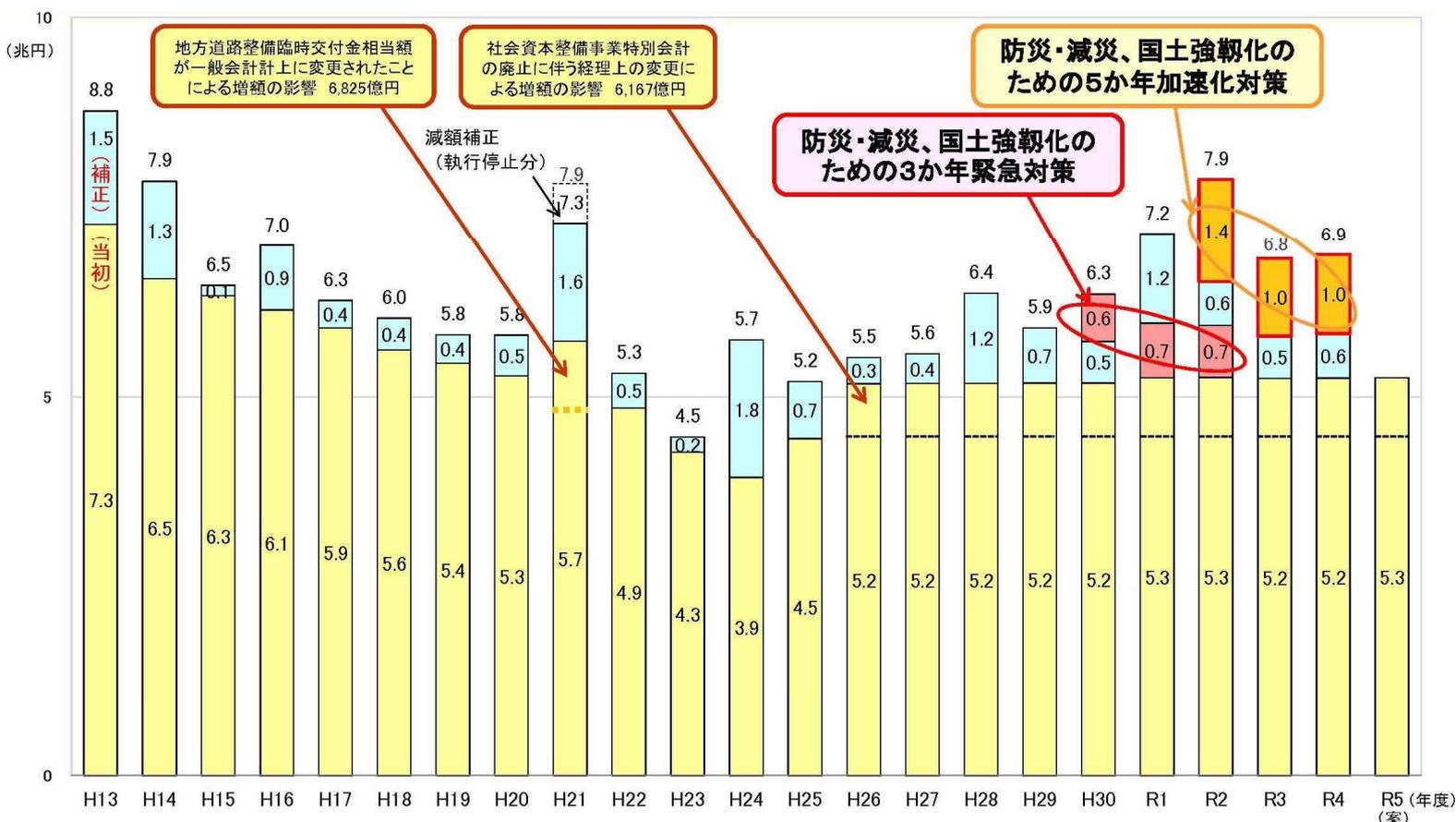
(休 憩)
5. 意見交換（非公開） 【資料4】
 - ①点検を実施する上での課題や工夫点
 - ②施設の集約・撤去、機能縮小について
6. 情報提供等（非公開） 【資料5】
7. 閉 会

道路メンテナンスに関する最近の話題

国土交通省
東北地方整備局
道路部 道路保全企画官
石津 健二

公共事業関係費(国土交通省関係)の推移

※R5.1.23「国交省 令和5年度予算概要」より



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1年目、2年目及び3年目分は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。
 ※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

《令和5年度国土交通省関係予算》

1. 国費総額

(1) 一般会計	5兆8,714億円 (1.00倍)
公共事業関係費	5兆2,502億円 (1.00倍)
○一般公共事業費	5兆1,931億円 (1.00倍)
○災害復旧等	572億円 (1.01倍)
非公共事業	6,211億円 (1.03倍)
○その他施設	467億円 (1.09倍)
○行政経費	5,744億円 (1.03倍)
(2) 東日本大震災復興特別会計	401億円 (1.06倍)
2. 財政投融资	2兆3,275億円 (1.40倍)

主な項目

- ✓ 「流域治水」の本格的実践 [5,406億円(1.01)]
 - ✓ 土砂災害対策の加速化・強化 [966億円(1.01)]
 - ✓ 持続可能なインフラメンテナンスの実現 [7,388億円(1.03)]
 - ✓ 通学路等の交通安全対策の推進 [2,509億円(1.02)]
 - ✓ 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用 [3,627億円(1.01)]
 - ✓ インフラ・まちづくり分野における脱炭素化の推進 [135億円(1.14)]
 - ✓ i-Constructionの推進 [15億円(1.03)]
- など

《基本方針》

- 「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」の3点を柱に、令和4年度第2次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図る。
- 新・担い手3法も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、必要な変更契約等による適切な価格転嫁、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進する。
- 新技術の導入やi-Constructionの推進、建設キャリアアップシステムの普及、技能者の賃金引上げ、週休2日の実現、外国人技能労働者の受入・育成等、生産性向上や働き方改革等にも取り組む。
- 加えて、災害等に備え、防災体制等の拡充・強化を図る。

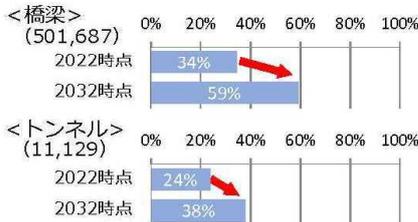
2

予防保全による老朽化対策 ～安全・安心な道路を次世代へ～

■ 「荒廃するアメリカ」の教訓を踏まえ、道路の安全・安心を守るとともに良好なインフラを次世代へと継承する責務があります。ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現する予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な施設の対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進します。

【深刻化するインフラの老朽化】

建設後50年以上経過する社会資本の施設の割合が加速的に増加



判定区分Ⅳ (緊急に措置を講ずべき状態)

※()は対象の橋梁・トンネル数、ただし建設年度不明の橋梁・トンネルを除く

【荒廃するアメリカ】

1980年代の米国では、1930年代に大量に建設された道路インフラの老朽化に対応できず橋梁や高架道路等が崩落するなど、社会・経済に大きな影響。その後、財源の拡充により道路投資を確保し、欠陥橋梁は減少するも、依然として老朽化に伴う重大事故が発生

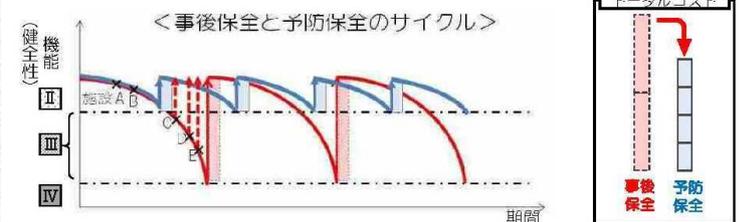


ケーブル切断事故後、通行止めになったブルックリン橋の歩道 (「高速道路と自動車」1981年11月から引用)

ファン・ホー橋崩落 (2022年) (国家運輸安全委員会 (NTSB) HPより)

【予防保全による中長期的コスト縮減】

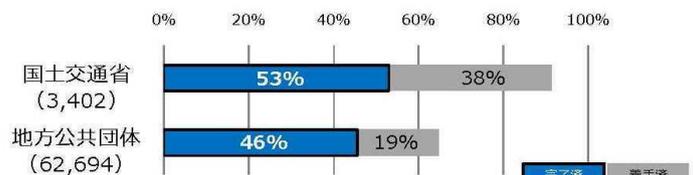
予防保全による維持管理へ転換し、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図るためにも、早期又は緊急に措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の早期措置が急務



【判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況】

2014年度以降5年間(1巡目)の点検で、早期または緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の橋梁の修繕等措置率は直轄に比べ地方公共団体が低い

<判定区分Ⅲ・Ⅳ橋梁の修繕等措置の実施状況>



※対象は2014年度～2018年度の1巡目点検を行った施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設 (2巡目点検以降に新たに判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設は含まない)

長寿命化修繕計画の推進

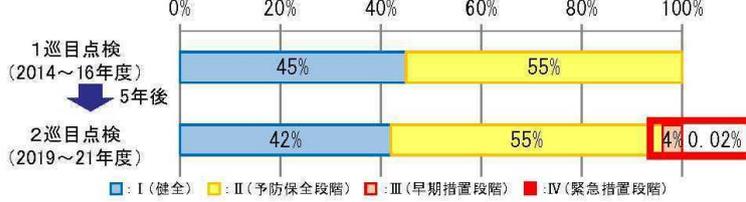
■ 地方公共団体が管理する道路施設について、長寿命化修繕計画に基づく取組に対し、道路メンテナンス事業補助制度等による計画的・集中的な財政的支援や、直轄診断や修繕代行等の技術的支援を実施します。

<背景/データ>

【令和4年度道路メンテナンス年報】

- 地方公共団体が管理する緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕完了率は46%
- 1巡目点検から2巡目点検の5年間でI・II判定からIII・IV判定に移した橋梁の割合は4%

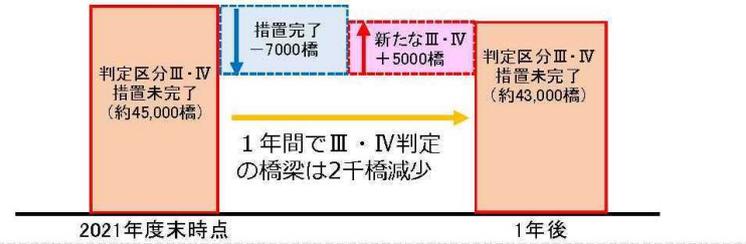
<地方公共団体の点検結果>



【予防保全への移行】

- 現在の予算ベースでは予防保全への移行へは約20年かかる見込み (2021年度末基準)

<地方公共団体のIII・IV判定橋梁の措置完了数推移イメージ>



【地方への財政的支援】

○道路メンテナンス事業補助制度等による地方公共団体への財政的支援を実施

- 予防保全への移行を促進するため、早期修繕等が必要な施設の措置に対して計画的・集中的に支援
- 新技術等を活用する事業^{※1}や、長寿命化修繕計画に集約・撤去^{※2}や新技術の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を定めた自治体の事業を優先支援

【地方への技術的支援】

○国による修繕代行業業や修繕に関する研修の開催など技術的支援を実施^{※3}

- 地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率 (2019→2025) : 約34% → 約73%
- 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 (2019→2025) : 6,459人 → 10,000人

※1: 新技術等の活用促進 (P17参照)
 ※2: 集約、機能縮小、撤去に対する支援 (P18参照)
 ※3: 直轄診断(2014~2021年度): 16箇所、修繕代行(2015~2021年度): 15箇所

新技術を活用した維持管理

■ 新技術の導入に必要なカタログや技術基準類の整備を迅速に進め、新技術の積極的な活用を図るとともに、点検技術者の資格取得等を促し、維持管理の効率化・高度化等を図ります。

<背景・データ>

- 新技術の活用を促進するため、点検支援技術性能カタログ^{※1}を作成・公開
- 令和4年度より直轄点検において、カタログ掲載技術の一部の活用を原則化 (特記仕様書に明記)

【定期点検の効率化・高度化、質の向上】

○橋梁、トンネル、舗装に関する点検支援技術性能カタログを策定・拡充し、定期点検の効率化・高度化を推進

○直轄国道の橋梁の点検を実施する担当技術者に対し、令和5年度から資格等保有^{※2}を要件化

- 点検支援技術性能カタログに掲載された技術数 (R2→R7) : 80技術 → 240技術
- 橋梁点検・トンネル点検において新技術の活用を検討した地方公共団体のうち、新技術を活用した地方公共団体の割合 (R1→R7) 橋梁: 39% → 50%、トンネル: 31% → 50%

【新技術の導入促進】

○維持管理の効率化・高度化を目指し、スタートアップ企業等が行う技術研究開発を促進

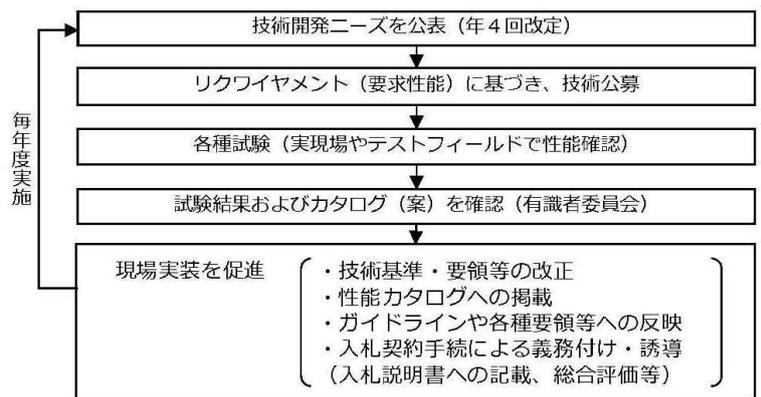
○新技術の導入に必要な技術基準類を迅速に整備

○新技術の活用に対し、道路メンテナンス事業補助制度において優先的に支援

点検支援技術性能カタログ (172技術掲載 R4年9月時点)

画像計測	非破壊検査	路面性状診断
ドローンを利用した変状把握	レーダーを利用したトンネル覆工の損傷把握	車載装置による路面性状測定

【新技術導入の流れ】



※1: 各技術の性能値を標準項目によりカタログ形式で整理・掲載 <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>
 ※2: 業務において管理技術者に要求されている資格 (技術士、博士号、土木学会認定技術者等) や「国土交通省登録資格」として登録された民間資格、道路橋メンテナンス技術講習合格証等

地域における維持管理・老朽化対策の効率化

- 維持管理コストの縮減を図るため、老朽化した橋梁等の集約・撤去、機能縮小の支援や、路盤が脆弱化した舗装の修繕、適所でのコンクリート舗装の活用を推進します。
- 地域の建設業者や地方公共団体職員の減少する中、効率的かつ良好な公共サービスを提供するため、道路の維持・修繕等の管理を対象に、包括的民間委託を促進します。

【集約・機能縮小・撤去の支援】

<背景/データ>

・集約・撤去等を検討した自治体は約4割に留まる(2021年度末時点)

○道路メンテナンス事業補助制度^{※1}により、代替可能な老朽化した橋梁等の集約^{※2}や機能縮小、撤去^{※3}を支援

・施設の集約・撤去、機能縮小を検討した地方公共団体の割合(2019→2025) : 14% ⇒ 100%

集約に伴う撤去

機能縮小

単純撤去



跨線橋を撤去し、隣接橋へ機能を集約
機能縮小により車道を人道橋としてリニューアル ※車両は60m先の橋梁を利用
撤去による治水効果の向上により地域の安全・安心を確保

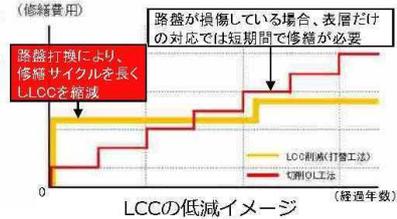
※1: 道路メンテナンス補助事業制度 (P57参照)
※2: 集約先の構造物の修繕や、集約先へ迂回するための道路改築等を実施する場合に限る
※3: 道路改築等を同時に実施する場合や撤去による治水効果が見込め、長寿命化修繕計画に撤去に関する短期的な数値目標とそのコスト削減効果等を定めている場合に限る

【舗装のライフサイクルコスト (LCC) 低減】

<背景/データ>

・路盤の損傷は表層を早期劣化させLCCが大きく増大
・路盤打換等の修繕が必要な舗装の修繕着手率は直轄で15%、都道府県・政令市^{※4}で32%に留まる(2021年度末時点)

○舗装の路盤打換や、適所でのコンクリート舗装の活用によりLCCを低減



・防災上重要な道路における舗装の修繕措置率(路盤以下が損傷している舗装(2019年度時点: 約2,700km)を対象)(2019→2025) : 0% ⇒ 100%

【包括的民間委託の促進】

○民間活力により良好な公共サービスが提供できるよう、地域の実情に応じ、下水道や河川、公園等との分野横断も含めて、地方公共団体の道路の維持・修繕等の管理を包括的に民間委託する取組を促進

※4: 都道府県・政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路が対象

道路システムのDX ~xROAD(クロスロード)の実現~

- 道路を安全に賢く使い、持続可能なものとするため、新技術の導入やデータの利活用等により道路調査・工事・維持管理等や行政手続きの高度化・効率化を図る、DXの取組「xROAD」を加速します。

<道路システムのDXの方針と取組例>

【方針】AIやICTなど新技術の活用により

- ①道路調査・工事・維持管理等の高度化・効率化
- ②手続きや料金支払いのオンライン化、キャッシュレス化・タッチレス化
- ③データ収集の高度化と蓄積したデータの利活用、オープン化

【新たな道路交通

調査体系の構築】



ETC2.0データ等で得られた経路や交通量などのビッグデータを活用して道路交通調査を高度化・効率化

【道路の維持・管理の

高度化・効率化】



ICT技術の導入による道路の異常・損傷検知の早期発見や維持作業の省力化を推進

【データ利活用・オープン化】



データ活用の基盤となる道路データプラットフォーム「xROAD」を構築し、データをオープン化し多方面で活用

【高速道路等の利便性向上】



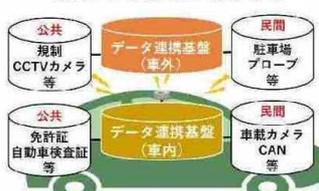
高速道路内外の各種支払い等へのETCの活用による利便性向上を推進

【行政手続きの高度化】



特殊車両通行手続や占用許可等の行政手続きを迅速化・オンライン化

【次世代のITSの推進】



車両内外のデータ連携基盤を構築し、次世代のITSを推進

<道路システムの今後の展開>

■ R4年度末まで

道路の維持・管理の高度化・効率化

・自動制御可能な除雪機の実動配備開始

道路利用のための手続きの高度化

・特車手続に用いる道路情報の電子化促進
・占用物件位置情報のデジタル化着手

データの利活用・オープン化

・道路施設点検データベースの運用、公開
・MMS 3次元点群データの公開
・「xROAD」(試行版)の構築

■ R5年度末まで

データの利活用・オープン化

・道路基盤地図情報の公開

■ R6年度以降

道路の維持・管理の高度化・効率化

・道路異常の自動検知・早期処理体制構築

高速道路等の利便性向上

・ETC専用化

データの利活用・オープン化

・交通量(リアルタイム)データの公開
・道路管理の高度化や民間分野での利活用

道路利用者の安全・利便性の向上

・次世代のITSの開発・運用開始

■ 道路データプラットフォーム「xROAD」^{クロスロード}を構築し、道路管理の高度化を推進するとともに、一部データをオープン化することで技術開発や様々な分野でのデータの利活用を促進します。

＜背景/データ＞

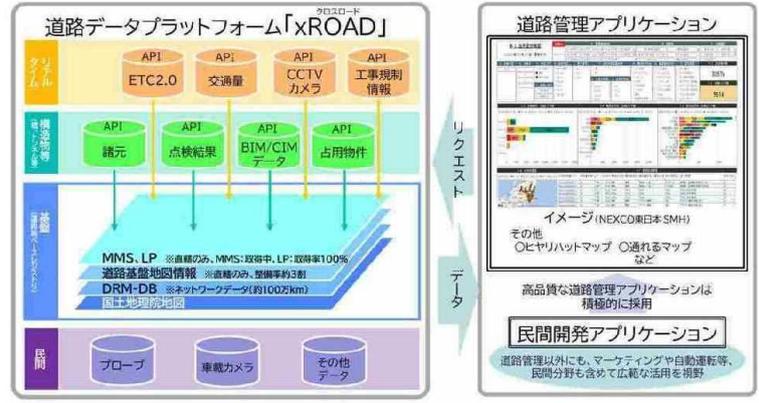
- 道路施設の点検・診断のデータが蓄積
(橋梁約73万橋、トンネル約1万箇所、道路附属物等約4万施設)
- ETC2.0車載器は約862万台に普及(R4年11月末時点)
- 車載型センシング技術(MMS)による直轄国道の3次元点群データを約1万9千km取得済(R4年3月末時点)

○道路管理者が収集・保有する各種情報のデータベース化を推進しつつ、地図情報等を共通の基盤として各データベースをAPI連携させることで情報の管理・利活用を支援する道路データプラットフォーム「xROAD」を構築

○交通量やETC2.0、道路施設点検結果等のデータを活用するアプリケーションを開発し、道路管理やICT交通マネジメントを高度化・効率化

○データの一部公開により、オープンイノベーションを促進するほか、民間分野も含めた幅広い分野でのデータ利活用を実現

【「xROAD」の構成(将来イメージ)】



【データベースを活用したアプリケーション開発(イメージ)】



1. 令和4年度の活動報告

青森県道路メンテナンス会議の活動状況

年度	月	会議	研修会・講習会・技術支援	広報活動
2022 (R4)	4 5 6	6/8 事務局会議	橋梁定期点検研修(6/2～3) 現地:梅田橋、新長富橋、参加者:27名※ 橋梁設計研修(6/29～7/1)、参加者:19名※ 橋梁初級Ⅰ研修(Ⅰ期)(6/27～7/1)※	
	7 8 9		トンネル初級研修(8/23～26)※ 橋梁初級Ⅰ研修(Ⅱ期)(9/26～30)※ 橋梁補修設計研修(9/14～16)、参加者:19名※	
	10 11 12	10/25 第1回道路メンテナンス会議	橋梁初級Ⅱ研修(10/31～11/2)※ 橋梁点検現地講習会(11/4)参加者22名※ 橋梁補修施工管理研修(12/22～23) 現地:上千年橋、弘南大橋、参加者:7名※	8/5 Twitter投稿 (道路メンテナンス会議開催) 8/27 Twitter投稿 (道路メンテナンス会議開催報告) 10～11月 道の駅でのパネル展 11～12月 県庁等でのパネル展
	1 2 3	2/16 第2回道路メンテナンス会議 2/16 道路鉄道連絡会議	橋梁耐震設計研修(2/9～10)※	1/31 県版「道路メンテナンス概要」公表

※青字は整備局主催研修 ※赤字は青森河川国道事務所主催研修 ※緑字は青森県主催研修 1

1. 令和4年度の活動報告

「橋梁点検技術講習会」

橋梁点検技術講習会	
日時	令和4年11月4日(金)
場所	国道4号 小湊側道橋(上)
参加者	22名 ・直轄職員 2名 ・県職員 2名 ・市町村職員 18名
現場研修	新技術活用講習 ・全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術 ・全方向水面移動式ボート型ドローンを用いた溝橋点検支援技術 ・電磁パルス法を用いた非破壊によるコンクリート中の鉄筋腐食評価



▲全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン



▲全方向水面移動式ボート型ドローン



▲非破壊によるコンクリート中の鉄筋腐食評価

1. 令和4年度の活動報告

「橋梁定期点検研修」

		橋梁定期点検研修
日 時		令和4年6月2日(木)～3日(金)
場 所		座学研修：アピオあおもり 現場研修：国道339号 新長富橋 県道五所川原黒石線 梅田橋
参 加 者		27名 (県職員9名、市町村職員18名)
研 修 概 要		・鋼橋の点検について ・コンクリート橋の点検について



▲座学研修



▲現地研修(新長富橋)



▲現地研修(梅田橋)

3

1. 令和4年度の活動報告

「橋梁補修施工管理研修」

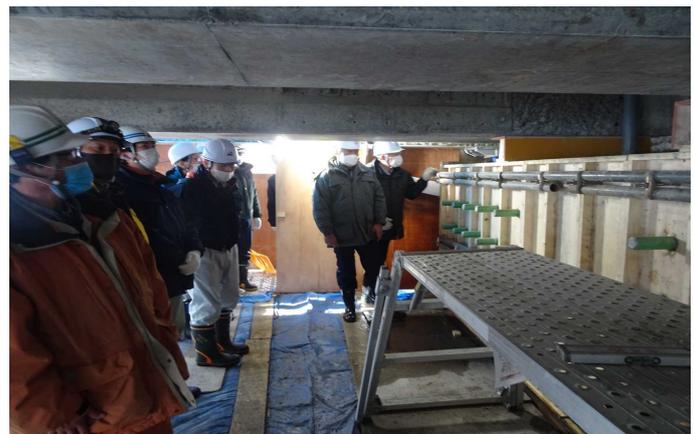
		橋梁補修施工管理研修
日 時		令和4年12月22日(木)～23日(金)
場 所		座学研修：青森県建設技術センター 現場研修：県道石川土手町線 上千年橋 国道102号 弘南大橋
参 加 者		7名 (県職員3名、市町村職員4名)
研 修 概 要		・施工管理のポイント ・工事の施工計画の解説



▲座学研修



▲現地研修(上千年橋)



▲現地研修(弘南大橋)

4

- 1巡目点検で次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべき判定区分Ⅲ・Ⅳの施設で、2022年12月末までに修繕等の措置に着手した割合は、橋梁:80%、トンネル:100%、道路附属物等:95%
- 一方、修繕等措置に未着手の施設数は、橋梁:167橋、道路附属物等:4施設

【施設別の判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(青森県)】

施設	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)		未着手施設数(A-B)	措置着手率(A/B)、措置完了率(C/A)						
		うち完了(C)			管理者	0%	20%	40%	60%	80%	100%
橋梁	832	665 (80%)	519 (62%)	167 (20%)	国土交通省	71%					100%
					高速道路会社	88%					100%
					地方公共団体	61%					79%
トンネル	20	20 (100%)	20 (100%)	0 (0%)	国土交通省	100%					100%
					高速道路会社	100%					100%
					地方公共団体	100%					100%
道路附属物等	79	75 (95%)	55 (70%)	4 (5%)	国土交通省	33%					90%
					高速道路会社	0%					
					地方公共団体	92%					98%

※2014~2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2022.12末時点)
 ※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

措置着手率 : 修繕等措置(設計を含む)に着手した割合
 措置完了率 : 修繕等措置が完了した割合

2. 1) 橋梁の修繕等措置の実施状況(2022.12末時点)

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2022年12月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:100%、高速道路会社:100%、県:99%、市町村:66%
- 地方公共団体の2016年度点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁の修繕等措置の着手率は73%

【橋梁の判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(青森県)】

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数(A-B)	点検年度	措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)				
						0%	20%	40%	60%	80%
国土交通省	38	38 (100%)	27 (71%)	0 (0%)	2014	80%				
					2015	100%				
					2016	100%				
					2017	100%				
					2018	100%				
高速道路会社	17	17 (100%)	15 (88%)	0 (0%)	2014	100%				
					2015	0%				
					2016	75%				
					2017	67%				
					2018	100%				
地方公共団体計	777	610 (79%)	477 (61%)	167 (21%)	2014	93%				
					2015	62%				
					2016	46%				
					2017	44%				
					2018	35%				
県	297	293 (99%)	252 (85%)	4 (1%)	2014	96%				
					2015	80%				
					2016	69%				
					2017	80%				
					2018	56%				
市町村	480	317 (66%)	225 (47%)	163 (34%)	2014	89%				
					2015	51%				
					2016	40%				
					2017	33%				
					2018	27%				
合計	832	665 (80%)	519 (62%)	167 (20%)		完了済 着手済				

※2014～2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2022.12末時点)

3

2. 1) 橋梁の修繕等措置の実施状況(2022.12末時点)

【橋梁の点検実施年度別の判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(青森県)】

管理者	点検実施年度	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	措置完了済の施設数(C)	未着手施設数(A-B)
国土交通省	2014	5	5	4	0
	2015	12	12	12	0
	2016	9	38 (100%)	27 (71%)	0
	2017	10	10	5	0
	2018	2	2	0	0
高速道路会社	2014	2	2	2	0
	2015	0	17 (100%)	15 (88%)	0
	2016	4	4	3	0
	2017	3	3	2	0
	2018	8	8	8	0
地方公共団体計	2014	245	239	228	6
	2015	111	100	69	11
	2016	184	610 (79%)	477 (61%)	167 (21%)
	2017	145	91	64	54
	2018	92	45	32	47
県	2014	158	158	151	0
	2015	44	44	35	0
	2016	35	293 (99%)	252 (85%)	4 (1%)
	2017	35	35	28	0
	2018	25	21	14	4
市町村	2014	87	81	77	6
	2015	67	56	34	11
	2016	149	317 (66%)	225 (47%)	163 (34%)
	2017	110	56	36	54
	2018	67	24	18	43
合計		832	665 (80%)	519 (62%)	167 (20%)

※2014～2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2022.12末時点)

4

2.3) 道路附属物等の修繕等措置の実施状況(2022.12末時点)

○ 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された道路附属物等で、2022年12月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:90%、県:100%、市町村:91%

【道路附属物等の判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(青森県)】

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数(A-B)	点検年度	措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	30	27 (90%)	10 (33%)	3 (10%)	2014					100%	100%
					2015					100%	100%
					2016					100%	100%
					2017	0%	50%			100%	100%
					2018	0%	50%			100%	100%
高速道路会社	0	(-)	(-)	0 (-)	2014	0%					
					2015	0%					
					2016	0%					
					2017	0%					
					2018	0%					
地方公共団体計	49	48 (98%)	45 (92%)	1 (2%)	2014			93%		98%	
					2015	0%					
					2016	0%					
					2017	0%					
					2018	80%				100%	
県	38	38 (100%)	38 (100%)	0 (0%)	2014			100%		100%	
					2015	0%					
					2016	0%					
					2017	0%					
					2018	100%				100%	
市町村	11	10 (91%)	7 (64%)	1 (9%)	2014			70%		90%	
					2015	0%					
					2016	0%					
					2017	0%					
					2018	0%				100%	
合計	79	75 (95%)	55 (70%)	4 (5%)							

※2014～2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2022.12末時点)

7

2.2) 道路附属物等の修繕等措置の実施状況(2022.12末時点)

【道路附属物等の点検実施年度別の判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(青森県)】

管理者	点検実施年度	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	措置完了済の施設数(C)	未着手施設数(A-B)
国土交通省	2014	1	1	1	0
	2015	4	4	4	0
	2016	10	10	5	0
	2017	9	9	0	0
	2018	6	3	0	3
高速道路会社	2014	0	0	0	0
	2015	0	0	0	0
	2016	0	0	0	0
	2017	0	0	0	0
	2018	0	0	0	0
地方公共団体計	2014	44	43	41	1
	2015	0	0	0	0
	2016	0	0	0	0
	2017	0	0	0	0
	2018	5	5	4	0
県	2014	34	34	34	0
	2015	0	0	0	0
	2016	0	0	0	0
	2017	0	0	0	0
	2018	4	4	4	0
市町村	2014	10	9	7	1
	2015	0	0	0	0
	2016	0	0	0	0
	2017	0	0	0	0
	2018	1	1	0	0
合計		79	75 (95%)	55 (70%)	4 (5%)

※2014～2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2022.12末時点)

8